漁業法第31条の規定に基づく漁獲量等の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づき、知事管理区分「北海道くろまぐろ（大型魚）漁業」に係る令和７管理年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の漁獲量等を公表します。

令和７年12月18日
北海道知事

１　漁獲量等の公表を行う管理区分
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業

２　漁獲量の総量
438.9トン

３　漁獲可能量に対する漁獲量の割合（12月12日現在）
77.7パーセント（Ａ／Ｂ）

（漁　獲　量：　438.9トン（Ａ）
漁獲可能量：　564.6トン（Ｂ））